

最終改正 平成19年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントによる問題が生じた場合に適切に対応するための措置を定めて、清泉女子大学(以下「本学」という。)において学生及び教職員等が個人として尊重され、快適な環境のもとで学生等の勉学及び教職員の職務等が遂行されるように保障することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程に定めるハラスメントとは、次の各号に掲げるセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びその他のハラスメント(以下「ハラスメント」という。)をいう。

1 セクシュアル・ハラスメント

他の者を不快にさせる性的性質の言動

2 アカデミック・ハラスメント

研究・教育の場において行われる客観的に見て正当性のない嫌がらせの言動

3 パワー・ハラスメント

職権などのパワーを背景とする客観的に見て正当性のない嫌がらせの言動

4 その他のハラスメント

前各号のハラスメントにはあたらないが、相手の意に反して行われる正当性のない嫌がらせの言動、又は不合理かつ不適切な言動によって、相手方に不快の念を抱かせる性質の言動、及びこれに類する言動

(学長の責務)

第3条 学長は、ハラスメントの防止及び排除に努め、その啓発指導を行うとともに、ハラスメントによる問題(ハラスメントにより学生及び教職員等が不利益を受けること並びに学生の勉学及び教職員の勤務の環境が害されること)が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(学生及び教職員等の心得)

第4条 本学の学生及び教職員等は、相互に個人の人格を尊重するよう努め、ハラスメントを行ってはならない。

本学の学生及び教職員等は、本学が個人の人格を尊重し、ハラスメントを禁止していることを理解し、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

(防止及び排除のための機関)

第5条 本学は、ハラスメントの防止及び排除並びに救済等の措置を講ずるため、常設機関としてハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を設置する。

(防止委員会の職務)

第6条 防止委員会は、前条に掲げた目的を達するため、次の職務を行う。

1 ハラスメントの防止に関する情報収集、研修、啓発活動の企画運営

2 ハラスメントに関する苦情への対応

3 ハラスメント問題による被害者の救済措置

4 ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)の調査結果に係る学長への意見書(調査結果の報告及び措置に関する意見の提示)の提出

5 防止委員会の組織運営

6 その他ハラスメントに関する重要事項

(防止委員会の構成)

第7条 防止委員会は、教員7名(副学長又は学長補佐1名、学務部長及び学生部長を含むものとする。)、職員5名からなる委員をもって構成し、学長が任命する。

防止委員会の構成にあたっては、男女の比率を必ず考慮するものとする。

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

防止委員会の委員（以下「防止委員」という。）が、苦情の申出を受けた事案の当事者である場合には、その委員は当該事案に関する防止委員会の職務に加わらないものとする。

（防止委員会の委員長等）

第8条 防止委員会に委員長を置く。委員長は、副学長又は学長補佐とする。ただし、副学長・学長補佐を欠く場合は、学長が委員長を指名する。

- 1 委員長は防止委員会を招集し、その議長となる。
- 2 委員会に副委員長を置き、あらかじめ委員長が指名する委員がこれにあたる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、その職務を代理する。
- 4 委員長は必要ある場合、防止委員会の承認を得て、委員以外の者に協力を求めることができる。

（防止委員会の会議）

第9条 防止委員会の会議は、原則として毎月1回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合には、随時開催できる。

防止委員会の会議は、委員総数の3分の2以上の出席によって成立し、議決を要する事項については出席委員の過半数の同意を必要とする。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（相談員）

第10条 防止委員会は、ハラスメントに関する苦情の申出及び苦情に対応するため、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置き、随時、相談に応ずる。

相談員の任務は、次に掲げる事項とし、相談者のプライバシーを厳守し対応する。

- 1 ハラスメントに関する相談
- 2 苦情処理手続きに関する相談
- 3 苦情の申出及び相談の内容を確認し、迅速かつ適切に対応する。
- 4 苦情の申出及び相談の事実を速やかに防止委員長に報告する。なお、防止委員長は防止委員会に報告する。

相談員は、次に掲げる者とする。

- 1 防止委員（委員長を除く。）
- 2 ウェルネスセンター・相談室カウンセラー
- 3 防止委員会が推薦する若干名の教職員で、学長が任命する者
- 4 学長が委嘱する学外の弁護士
- 5 学長が委嘱する学外のカウンセラー

前項第1号の委員が相談員として関わった事案が調査委員会の調査事案となった場合は、当該委員は第12条に定める防止委員会の職務を行ってはならない。

相談員の構成にあたっては、男女の比率を必ず考慮するものとする。

相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

相談員の氏名及び連絡先は、毎学年のはじめに本学内に公表する。

（調査委員会）

第11条 防止委員長は、防止委員会の意見を聴いて、その事案に応じ、調査委員会を設置する。

調査委員会に関する規程は、別に定める。

（意見書の提出及び通知）

第12条 防止委員会が調査委員会から調査結果の報告を受けたときは、原則として1ヶ月以内に学長に意見書（調査結果の報告及び措置に関する意見の提示）を提出して意見を述べるとともに、苦情の申出人及び苦情の対象となった者にも意見書を通知する。ただし、意見には理由を付すことを要する。

前項の意見書は、防止委員以外の調査委員にも通知する。

（学長の措置）

第13条 学長は、防止委員会がハラスメントに関する事実があると認める意見を述べた場合には、直ちに必要な措置を講ずるものとする。

学長は、前項の措置として、苦情の対象となった者に対する学則又は就業規則にもとづく処分を行う場合がある。

（守秘義務）

第14条 防止委員会の委員、相談員並びに調査委員会の委員及び調査に関与した者は、関係者のプライバシーに配慮しなければならない。

前項に掲げた者は、任期中及び退任後、任務等で知り得た事項を漏洩してはならない。

防止委員会、調査委員会の記録は、防止委員長及び調査委員長の責任のもとで厳重に管理保管する。

(不利益取り扱いの禁止)

第15条 ハラスメントに関する苦情又は相談を申し出た者に対し、そのことゆえに不利益な取り扱いをしてはならない。

ハラスメントに関する苦情の申出について調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした者に対しても、そのことゆえに不利益な取り扱いをしてはならない。

(事務担当者)

第16条 防止委員会の事務は、防止委員長が指名した防止委員が担当する。

調査委員会の事務は、調査委員長が指名した調査委員が担当する。

事務担当者は、議事録を作成し保管する。

(規程の見直し)

第17条 この規程を制定又は改正した場合は、施行2年後に見直すものとする。

附 則 1

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、施行2年後に見直すものとする。

この規程の制定により、セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程及びセクシュアル・ハラスメント相談員に関する規程は廃止する。

附 則 2

この規程の改正は、平成19年4月1日より施行する。